官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○サイバー通信情報監理委員会事務局組織規則（内閣府三二）　二
○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令等を廃止する内閣府令（同三三）　二
〔府令・省令〕
○沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　二
〔省　令〕
○通関業法施行規則の一部を改正する省令（財務三一）　三
〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院一）　三
○国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（国家公安委四）　四
〔法規的告示〕
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件の一部を改正する件（金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　四
○外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（財務九五）　四
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同九六）　四
○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件（同九七）　五
○ガス事業法第百二十八条の規定に基づき、登録ガス工作物検査機関の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（経済産業五二）　五
○国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁三）　五
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について令和八年度事業に係る補助金等の交付に関するものから関東地方環境事務所長に委任する件（環境一九）　五
〔その他告示〕
○災害救助法第二条の二第一項の規定に基づき救助実施市を指定する件（内閣府二九）　六
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件（サイバー通信情報監理委一）　六
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（同二）　六
○オブジェクト識別子構成要素値を指定した件（総務一五四）　六
○指定周波数変更対策機関を指定した件（同一五五）　六
○地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める告示（同一五六）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務三〇）　六
○トアマシナ市における電力アクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一一四）　七
○コンゴ民主共和国、ナイジェリア連邦共和国及び南スーダン共和国における加速学習プログラムを通じた非就学児童の正規教育参加促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の書簡の交換に関する件（同一一五）　七
○モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一六）　七
○バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民のための複合的な人道支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一一七）　七
○バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための災害に対する強靭性強化及び生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同一一八）　七

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（国土交通五〇五）　七
○建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録をした件（同五〇六）
○ななせダムの建設が完了した件（同五〇七）
○道路運送法施行令第四条第一項の規定に基づく指定都道府県等の指定に関する告示（同五〇八）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛九五～九八）　八
〔国会事項〕
特殊法人等預金保険の保険料率、日本弁護士連合会令和八年度役員就任関係　九
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　カジノ管理委員会
会計検査院　一〇
〔叙位・叙勲〕　一一
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配六六）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　三〇

府　令

○内閣府令第三十二号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第十章の規定及びサイバー通信情報監理委員会事務局組織令（令和八年政令第九十一号）を実施するため、サイバー通信情報監理委員会事務局組織規則を次のように定める。

令和八年四月一日　内閣総理大臣　高市　早苗

サイバー通信情報監理委員会事務局組織規則

1　通信情報取得監理課に、検査室を置く。

2　検査室は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第六十三条第一項又は第二項の規定による検査に関する事務をつかさどる。

3　検査室に、室長を置く。

附　則

この府令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○内閣府令第三十三号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令等を廃止する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月一日　内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令等を廃止する内閣府令

次に掲げる府令は、廃止する。

一　内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和五十五年総理府令第四十二号）

二　内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十七号）

三　内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第三十号）

附　則

この府令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

府　令・省　令

○内閣府・財務省令第一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第七号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月一日　内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（令第一条の三第一項第七号に規定する耐火建築物等） **第三条**　［略］ 2　令第一条の三第一項第七号に規定する主務省令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当するものとする。 一　延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）が建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一（現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築する場合にあつては三分の一）以上であること。ただし、地方公共団体が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第三項その他の法令の規定により建築物の容積率の最低限度を定めている場合には、当該最低限度の数値以上とすることができる。 二　次のいずれかに該当すること。 ［イ・ロ　略］ ハ　再生後マンション（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第四号に規定する再生後マンション（同項第七号に規定するマンション更新事業に係るものを除く。）をいう。）又は売却再生後マンション（同法第四条第二項第七号に規定する売却等マンションが除却されるとともに当該売却等マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンション又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であつて、次のいずれかに該当するものであること。 (1)　敷地面積が三百平方メートル以上であること。 (2)　敷地面積が百平方メートル以上三百平方メートル未満であること（従前の敷地の面積以上であるものに限る。）。	（令第一条の三第一項第七号に規定する耐火建築物等） **第三条**　［同上］ 2　令第一条の三第一項第八号に規定する主務省令で定める耐火建築物等は、次に掲げる要件に該当するものとする。 一　延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合が建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による限度の二分の一（現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築する場合にあつては三分の一）以上であること。 二　次のいずれかに該当すること。 ［イ・ロ　同上］ ハ　施行再建マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。）又は売却再建マンション（同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であつて、敷地面積が三百平方メートル以上であること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和八年四月一日から施行する。

省　令

○財務省令第三十一号

通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第三十条の規定に基づき、通関業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　財務大臣　片山さつき

通関業法施行規則の一部を改正する省令

通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「氏名」を「受験番号」に改める。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項、第二十四条及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月一日　　会計検査院長　原田　祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「及び金融経済教育推進機構」を「、金融経済教育推進機構及び独立行政法人男女共同参画機構」に改め、同表第三局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「、東京地下鉄株式会社」を削り、同表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削る。

（計算証明規則の一部改正）

第二条　計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）第十三条第三項	共通政令第二十二条第一項本文

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月一日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保存期間が満了したときの措置） **第十二条**　［１・２　略］ ３　総括文書管理者は、前項の確認に当たっては、国立公文書館の専門的技術的な助言を求めるものとする。ただし、保存期間が三年以下の行政文書ファイル等については、この限りでない。 ４　総括文書管理者は、前項の助言を踏まえて当該行政文書ファイル等を適切に管理するために必要があると認めるときは、文書管理者に対し、第一項の規定により定めた措置の変更等の対応を求めるものとする。	（保存期間が満了したときの措置） **第十二条**　［１・２　同上］ ３　総括文書管理者は、前項の確認に当たっては、国立公文書館の専門的技術的な助言を求めるものとする。 ４　総括文書管理者は、前項の助言を踏まえて当該行政文書を適切に管理するために必要があると認めるときは、文書管理者に対し、第一項の規定により定めた措置の変更等の対応を求めるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

１　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

２　この規則による改正後の国家公安委員会行政文書管理規則第十二条第三項ただし書の規定は、同規則第十一条第五項に規定する文書作成取得日が令和七年四月一日以後である同規則第二条第一項に規定する行政文書及び同規則第十一条第七項に規定するファイル作成日が同日以後である同規則第二条第二項に規定する行政文書ファイルについて適用する。

法規的告示

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第一号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十七条の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件（令和七年厚生労働省、農林水産省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条に規定する行政庁が定める金融機関（以下「特定金融機関」という。）は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　ＳＢＩ新生信託銀行株式会社 ［三～二十一　略］	［同上］ 一　［同上］ 二　新生信託銀行株式会社 ［三～二十一　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○財務省告示第九十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第六項の規定に基づき、外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

第一号中「新生信託銀行株式会社」を「ＳＢＩ新生信託銀行株式会社」に改める。

○財務省告示第九十六号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者等を指定する件（平成二十年二月財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

前文中「外国為替取引業者」を「外国為替取引業者等」に改める。

第一号中「新生信託銀行株式会社」を「ＳＢＩ新生信託銀行株式会社」に改める。

○財務省告示第九十七号

外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）第二条の規定に基づき、外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国（昭和二十七年八月大蔵省告示第千五百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

第百八十号の次に次の一号を加える。

百八十一　モンテネグロ

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○経済産業省告示第五十二号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百二十八条の規定に基づき、登録ガス工作物検査機関の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第百六十五条第六号の規定に基づき公示する。

令和八年四月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　登録ガス工作物検査機関の名称　高圧ガス保安協会

二　変更後の事業所の所在地

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

高圧ガス保安協会中部支部

愛知県名古屋市中区栄二丁目十番地十九号

高圧ガス保安協会近畿支部

大阪府大阪市北区南森町一丁目四番地十九号

高圧ガス保安協会中国支部

広島県広島市中区大手町二丁目八番地四号

三　変更年月日　令和八年四月一日

○特許庁告示第三号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　千三百三十スイス・フラン　二十六万四千九百円	一　千三百三十スイス・フラン　二十五万五百円
二　十五スイス・フラン　三千円	二　十五スイス・フラン　二千八百円
三　二百スイス・フラン　三万九千八百円	三　二百スイス・フラン　三万七千七百円
四　三百スイス・フラン　五万九千八百円	四　三百スイス・フラン　五万六千五百円

附　則

1　この告示は、令和八年五月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○環境省告示第十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる予算科目に係る補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務については、関東地方環境事務所長に委任することとしたので、同条第六項の規定に基づき告示し、令和八年四月一日から適用する。ただし、令和七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については適用しない。

令和八年四月一日

環境大臣　石原　宏高

補助金等の予算科目	事務の内容
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（廃棄物処理施設モニタリング等事業及び指定解除後の廃棄物の処理促進事業に限る。）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金等の交付の条件の付加 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 五　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示 六　法第八条（法第十条第四項及び第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金等の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令

十二　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令
十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理
十四　法第十五条の規定による補助金等の額の確定及び通知
十五　法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正のための措置の命令
十六　法第十七条第一項又は第二項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し
十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金等の返還の命令
十八　法第二十一条第一項の規定による返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
十九　法第二十一条の二の規定による理由の提示
二十　法第二十二条の規定による財産の処分の承認
二十一　法第二十三条第一項の規定による立入検査及び関係者に対する質問の実施
二十二　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理
二十三　法第二十五条第二項の規定による不服の申出に係る必要な措置及び通知

その他告示

○内閣府告示第二十九号

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第一項の規定に基づき、救助実施市を次のとおり指定したので、同条第五項及び災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）第三条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

指定する市	指定の効力が生ずる日
静岡県静岡市 浜松市	令和八年四月一日

○サイバー通信情報監理委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示する。

令和八年四月一日　　サイバー通信情報監理委員会委員長　近藤　宏子

東京都港区赤坂二―四―六　サイバー通信情報監理委員会事務局内

○サイバー通信情報監理委員会告示第二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を指定したので、告示する。

令和八年四月一日　　サイバー通信情報監理委員会委員長　近藤　宏子

東京都港区赤坂二―四―六　サイバー通信情報監理委員会事務局

○総務省告示第百五十四号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、及びオブジェクト識別子に係る推奨通信方式（平成二年郵政省告示第七百二十九号）第三4⑵イの規定に基づき、次のとおりレベル４のオブジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。

令和八年四月一日　　総務大臣　林　芳正

組織の名称	住所	オブジェクト識別子構成要素値
サイバー通信情報監理委員会	東京都港区赤坂二丁目四番六号	１００２１５

○総務省告示第百五十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の三第一項の規定に基づき、周波数割当計画の一部を変更する件（令和八年総務省告示第三十六号）に係る特定周波数変更対策業務を行う指定周波数変更対策機関を指定したので、同条第十一項において準用する同法第三十九条の三第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月一日　　総務大臣　林　芳正

一　指定周波数変更対策機関の名称及び住所
　一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
　東京都中央区日本橋兜町二―七　ＨＦ日本橋兜町ビルディング六階
二　特定周波数変更対策業務を行う事務所の所在地
　一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
　東京都中央区日本橋兜町二―七　ＨＦ日本橋兜町ビルディング六階
三　特定周波数変更対策業務を開始する日
　指定周波数変更対策機関の指定を受けるとともに業務規程が認可される等業務の開始が可能となった日

○総務省告示第百五十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千百三十二億二千九百八十六万九千円とする。

令和八年四月一日　　総務大臣　林　芳正

○法務省告示第三十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年四月一日　　法務大臣　平口　洋

変更前の名称
　株式会社ＤＤＲ
変更後の名称
　株式会社ｗａｋａｉ
変更年月日
　令和八年一月三十日

○外務省告示第百十四号

　令和八年三月四日にアンタナナリボで、トアマシナ市における電力アクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　トアマシナ市における電力アクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十五億三千六百万円
3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日
4　署名者
　日　本　側　戸島仁嗣在マダガスカル大使
　マダガスカル側　クリスティーン・ラザナマハソア外務大臣
　令和八年四月一日
　外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十五号

　令和八年三月六日にアディスアベバで、コンゴ民主共和国、ナイジェリア連邦共和国及び南スーダン共和国における加速学習プログラムを通じた非就学児童の正規教育参加促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合教育科学文化機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　加速学習プログラムを通じた非就学児童の正規教育参加促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億千百万円
3　署名者
　日　本　側　関口昇アフリカ連合日本政府代表部大使
　国際連合教育科学文化機関側　クェンテイン・ウォドン　アフリカ地域能力開発国際研究所代表
　令和八年四月一日
　外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十六号

　令和七年十二月四日にキシナウで、モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。
　この交換公文は、令和八年三月五日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億九千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十一年十二月三十一日
4　署名者
　日　本　側　山田洋一郎在モルドバ大使
　モルドバ側　セルゲイ・ミホフ外務次官
　令和八年四月一日
　外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十七号

　令和八年三月二日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民のための複合的な人道支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南東部におけるミャンマーからの避難民のための複合的な人道支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千六万二千円
3　署名者
　日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使
　国際連合児童基金側　ラナ・フラワーズ在バングラデシュ事務所代表
　令和八年四月一日
　外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十八号

　令和八年三月三日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための災害に対する強靱性強化及び生活環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南東部におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための災害に対する強靱性強化及び生活環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億円
3　署名者
　日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使
　国際移住機関側　ジュゼッペ・ロプレーテ在バングラデシュ事務所代表代行
　令和八年四月一日
　外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第五百五号

　既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第三百十八号の一部を次のように改正する。
　令和八年四月一日　国土交通大臣　金子　恭之
　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略）	（一）～（八）　（略）
（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、阿部　弘明、神保　勲、田中　克之、加藤　剣、平山　貴士	（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　中島　正夫、濱崎　仁、山中誠一郎、阿部　弘明、神保　勲、田中　克之、大石　佳知、加藤　剣

附　則

　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六号

　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第五項の規定により、次の機関の行う講習を監理技術者講習として登録したので、同法第二十六条の二十三第一号の規定により、公示する。
　令和八年四月一日
　国土交通大臣　金子　恭之

(一)　登録年月日　令和八年四月一日
(二)　登録番号　13
(三)　氏名又は名称　株式会社総合資格学院法定講習センター
(四)　住所　東京都新宿区西新宿一丁目6番1号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　網中　啓人
(六)　講習業務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

○国土交通省告示第五百七号

　昭和六十三年建設省告示第二千四百五十八号をもって公示した大分川ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した大分川水系のななせダム（建設完了時において大分川ダムから名称変更）の建設は、令和八年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。
　令和八年四月一日
　国土交通大臣　金子　恭之

○国土交通省告示第五百八号

　道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
　令和八年四月一日
　静岡県静岡市
　指定する市区町村

○防衛省告示第九十五号

　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
　令和八年四月一日
　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月六日から同月十日までの間、毎日〇七〇〇から一九〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月八日（予備、同月九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月八日（予備、同月九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月八日（予備、同月九日）の一一〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海域面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程は、三月三十日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第三条中「一万八千八百円」を「一万九千四百円」に、「二万二千九百円」を「二万三千六百円」に改める。

附　則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

衆議院

予算送付通知書受領

三月三十日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計暫定予算
令和八年度特別会計暫定予算
令和八年度政府関係機関暫定予算

議案送付

三月三十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

令和八年度一般会計暫定予算
令和八年度特別会計暫定予算
令和八年度政府関係機関暫定予算

議案通知書受領

三月三十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計暫定予算
令和八年度特別会計暫定予算
令和八年度政府関係機関暫定予算

会議

三月三十一日（火曜日）午後一時　本会議

参議院

議事日程　第六号

令和八年三月三十日（月曜日）
午後四時三十分　本会議

第一　令和八年度一般会計暫定予算
第二　令和八年度特別会計暫定予算
第三　令和八年度政府関係機関暫定予算

会議

三月三十一日（火曜日）午後五時　本会議

議案受領

三月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

令和八年度一般会計暫定予算（閣予第四号）
令和八年度特別会計暫定予算（閣予第五号）
令和八年度政府関係機関暫定予算（閣予第六号）

議案受領（予備審査）

三月三十日衆議院から次の議案が送付された。

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ外二名提出）（衆第六号）

議案付託

三月三十日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四号）
　国土交通委員会に付託

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第五号）　災害対策及び東日本大震災復興特別委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）
　総務委員会に付託

令和八年度一般会計暫定予算（閣予第四号）
令和八年度特別会計暫定予算（閣予第五号）
令和八年度政府関係機関暫定予算（閣予第六号）
　予算委員会に付託

議決通知

三月三十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計暫定予算
令和八年度特別会計暫定予算
令和八年度政府関係機関暫定予算

質問主意書転送

三月三十日次の質問主意書を内閣に転送した。

旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問主意書（小西洋之提出）（第二二号）
衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二三号）
衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二四号）
トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第二五号）

報告書提出

三月三十日委員長から次の報告書を提出した。

令和八年度一般会計暫定予算、令和八年度特別会計暫定予算及び令和八年度政府関係機関暫定予算審査報告書

予算送付及び通知

三月三十日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計暫定予算
令和八年度特別会計暫定予算
令和八年度政府関係機関暫定予算

辞令

参議院参事に任ずる
　副議長秘書を命ずる
　秘書課勤務を命ずる
　　参議院参事　三上　武史
管理部管理課勤務を命ずる
　管理部管理課清水谷議員宿舎長を命ずる（以上四月一日）

参議院法制局

辞令

（第四部第一課長）参議院法制局参事　岩井　美奈
法制主幹を命ずる
　第四部第一課長事務取扱を命ずる
　（第一部長）同　小野寺　理
法制主幹兼務を免ずる（以上四月一日）

人事異動

内閣

高等裁判所長官に任命する（各通）（三月二十七日）
　判事　東　亜由美
　同　手嶋あさみ

○外務大臣臨時代理解職
　国務大臣　木原　稔
外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（三月二十九日）

（警察庁警備局警備運用部警備第一課長）警視長　山本　将之
（警察庁長官官房付）警察庁技官　尾崎　浩一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる（各通）
（警察庁警備局付）警視長　馬田　佳幸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（警察庁警備局付）警視長　淡路　恵介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
国家安全保障局の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に転任させる
内閣情報調査室に併任する
国家サイバー統括室に併任する
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　谷井　義正
警察庁に出向させる
内閣情報調査室の併任を解除する
国家サイバー統括室の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　梅田　直嗣
（同）同　蔵原　智行
警察庁に出向させる（各通）（以上三月二十七日）
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　小泉　智明
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する（三月三十日）

内閣法制局

（内閣法制次長）
勤務延長の期限を令和九年三月三十一日まで延長する（三月三十一日）
（長官総務室総務課長）内閣法制局事務官　久下　富雄
国家公務員法第八十一条の二第一項本文の規定による降任
（長官総務室会計課長）同　北村　茂
長官総務室総務課長に配置換する
（長官総務室調査官兼公文書監理官兼第一部法令調査官）同　鴨居　秀樹
長官総務室会計課長に配置換する
（長官総務室総務課課長補佐）同　五十嵐　光
長官総務室調査官に昇任させる
（長官総務室総務課専門官）同　脇部　尚美
第一部法令調査官に昇任させる（以上四月一日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課調査官）内閣府事務官　友永　光則
警察庁に出向させる
（警察庁長官官房総務課理事官）警視正　福武　誠之
内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課調査官）に転任させる（以上三月三十一日）
（カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課企画官）内閣府事務官　田村　卓也
文部科学省に出向させる
総務企画部依存対策課の併任を解除する
（公益認定等委員会事務局審査監督調査官）同　早坂　弘喜
カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課企画官に転任させる
（カジノ管理委員会事務局監察官）検事　上島　大輔
内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監察官）を免ずる
（東京高等検察庁検事）同　西連寺義和
内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監察官）を命ずる
（カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課企画官）内閣府事務官　河村健太郎
総務企画部企画課国際室長に配置換する
総務企画部企画課国際室長の併任を解除する（以上四月一日）

会計検査院

（事務総長官房審議官（第三局担当））会計検査院事務官　鈴木　慶太
（事務総長官房調査課研究企画官）同　以呂免隆之
（事務総長官房能力開発官付資料情報管理室長）同　松島　克幸
辞職を承認する（各通）（三月三十一日）
（事務総長官房審議官）会計検査院事務官　富澤　秀充
第四局担当を免ずる
第三局担当を命ずる

（事務総長官房人事課長）同　篠﨑　智宏
事務総長官房審議官に昇任させる
第四局担当を命ずる
（第三局国土交通検査第一課長）
同　牛木　克也
事務総長官房人事課長に配置換する
（第一局監理官）同　小川　泰司
事務総長官房厚生管理官に配置換する
（事務総長官房厚生管理官）同　鈴木　賢志
事務総長官房付に配置換する
（第五局上席調査官（特別検査担当）付法人財務検査室長）
同　平野　誠次
第一局監理官に昇任させる
（第三局国土交通検査第四課専門調査官）同　横倉　健志
第三局監理官に昇任させる
（第五局デジタル検査課長）同　石川　彰
第三局国土交通検査第一課長に配置換する
（第三局監理官）同　島田　賢
第三局国土交通検査第二課長に配置換する
（事務総長官房能力開発官付公会計監査連携室長）同　岩崎　晶子
第四局農林水産検査第二課長に昇任させる
（会計検査院長秘書官）清水　雅典
会計検査院事務官（第五局デジタル検査課長）に採用する
（事務総長官房会計課総括副長）
会計検査院事務官　荒木　宏
事務総長官房調査課研究企画官に昇任させる
（第一局財務検査第一課総括副長）同　鹿野　一郎
事務総長官房上席企画調査官付会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室長に昇任させる
（第三局国土交通検査第三課統括調査官）同　川名　一徳
事務総長官房能力開発官付研修調査官に配置換する
（第五局経済産業検査第二課専門調査官）同　平野　良一
事務総長官房能力開発官付研修室長に配置換する
（第一局租税検査第一課総括副長）同　本針　京子
事務総長官房能力開発官付公会計監査連携室長に昇任させる

（第二局厚生労働検査第三課総括副長）同　石井　一義
事務総長官房能力開発官付資料情報管理室長に昇任させる
（事務総長官房上席企画調査官付会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室長）同　梶山　紀子
第一局財務検査第一課公会計検査室長に配置換する
（第四局文部科学検査第二課専門調査官）同　須永　一顯
第三局国土交通検査第三課統括調査官に配置換する
（第四局農林水産検査第二課統括調査官）同　橋本　聖二
第三局国土交通検査第四課専門調査官に配置換する
（事務総長官房能力開発官付研修室長）同　岸　孝一
第四局文部科学検査第二課専門調査官に配置換する
会計検査院事務官（第四局上席調査官（文部科学担当）付専門調査官）に採用する
（第一局財務検査第一課公会計検査室長）会計検査院事務官　馬渕　正司
第四局農林水産検査第二課統括調査官に配置換する
（第四局上席調査官（文部科学担当）付専門調査官）同　田島ひとみ
第五局上席調査官（情報通信・郵政担当）付専門調査官に配置換する
（事務総長官房人事課総括副長）
同　冨田　武宏
第五局経済産業検査第二課専門調査官に昇任させる
（事務総長官房法規課総括副長）
同　大塚　貴弘
第五局上席調査官（特別検査担当）付法人財務検査室長に昇任させる
（事務総長官房調査課研究企画官）同　以呂免隆之
会計検査院長秘書官に任命する

（第三局国土交通検査第二課長）
同　日野　成人
（第四局農林水産検査第二課長）
同　野村　秀実
（事務総長官房能力開発官付研修調査官）同　前田　広和
（第五局上席調査官（情報通信・郵政担当）付専門調査官）
同　佐藤　良平
国家公務員法第八十一条の二第一項本文の規定による降任（各通）（以上四月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（群馬工業高等専門学校名誉教授）
従四位に叙する　小島　昭
正五位に叙する　楠　忠
永井　一正　中川　欣一　森嶋　芳夫　大杉　祐司
従五位に叙する（各通）
小田　健一　黒木　侔　鈴木　齊　市原　重光
（千葉県睦沢町議会議員）
平尾　靖二　水口　勉　水戸　昇
若林　正夫
正六位に叙する（各通）
石政　義孝　上津原　隆　大澤　幹夫
（新潟県警部補）
片岡　龍之　河村　康男　大谷　伸志
小南　好弘　三条　好朗　北村　宏行
宮之前忠幸　村井　誠司　富野　弘昭
従六位に叙する（各通）
岩切　康明　岩本　勲
（三重県警部）
鶴田　弘樹
西尾　義明
正七位に叙する（各通）
岡本　榮　中間　昭　横手　利秋
従七位に叙する（各通）（以上二月二十三日）
（千葉大学名誉教授）
大橋　國雄
正四位に叙する
（防衛大学校名誉教授）
佐瀬　昌盛
従四位に叙する
秋田　敏裕　岡田　春雄　川端　匂
齋藤　義夫　山崎　博夫
従五位に叙する（各通）

小川　諄　亀里　久清　河村　武夫
南雲　春雄　室木　忠雄
正六位に叙する（各通）
岩崎　高弘　枝廣　孝司　下田　光男
瀬尾　充寛　田島　隆男　長山　和義
新井田滋雄　野上かおり　橋口　定幸
林　源　枇榔　繁　三上　司
（警視庁警視）
従六位に叙する（各通）
鎌田　智三　鈴木　唯之　山口　敏美
正七位に叙する（各通）
犬伏　啓喜　松沢　正毅　安田　孝男
従七位に叙する（各通）（以上二月二十四日）
（新居浜工業高等専門学校名誉教授）
皆本　佳計
従四位に叙する
三浦　信男
正五位に叙する
樋口　一雄
従五位に叙する
岡田　昭弘　川上　俊明
佐藤　正康　長山　健二
正六位に叙する（各通）
今井　義嗣　粕谷　政夫　金本　正幸
川又　三夫　高藤　誠　初澤　明博
平田　利雄　堀口　弘毅　矢澤　文則
従六位に叙する（各通）
安孫子　忠　藤田　芳秋
正七位に叙する（各通）
佐藤　明夫　鳥山　實
藤井　輝夫　若松　久人
従七位に叙する（各通）（以上二月二十五日）
小町　恭士
従三位に叙する（二月二十六日）
依田　智治
正四位に叙する
佐藤　正夫
正七位に叙する（以上二月二十七日）
横山　末雄
従五位に叙する
佐野　正典
正七位に叙する（以上二月二十八日）
田中　博久
正六位に叙する（三月一日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
（千葉県睦沢町議会議員）　市原　重光

瑞宝小綬章を授ける
石政　義孝　河村　康男　黒木　侔

旭日双光章を授ける
佐子田　正　三条　好朗　宮之前忠幸

瑞宝双光章を授ける（各通）
（新潟県警部補）　上津原　隆
（三重県警部）　大谷　伸志
中間　昭　鶴田　弘樹
松本　慎次　村井　誠司

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
犬伏　啓喜　鎌田　智三　川端　匂
長山　和義　枇榔　繁　明　洋一
室木　忠雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
工藤富司哉　野上かおり　原田　義已
（警視庁警視）　三上　司

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
（新居浜工業高等専門学校名誉教授）　皆本　佳計
宮下　昇　安田　孝男

瑞宝小綬章を授ける
安孫子　忠　今井　義嗣　岡田　昭弘
粕谷　政夫　川上　俊明　川又　三夫
佐藤　正康

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　明夫　塩入　正則　鳥山　實
藤井　輝夫　藤田　芳秋　若松　久人

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）
小松　博樹

瑞宝双光章を授ける
伊藤　英昭

瑞宝単光章を授ける（以上二月二十七日）
佐野　正典

瑞宝単光章を授ける（二月二十八日）
田中　博久

瑞宝双光章を授ける（三月一日）
森　貴志

旭日双光章を授ける
長友　光成

旭日単光章を授ける（以上七年八月十八日）

○返上の請願

能登　忠男　伊藤　政隆　松原　文司

勲章返上の請願の件許可された（各通）（三月二十四日）

皇室事項

認証官任命式

三月二十七日午後七時、宮中において、高等裁判所長官東亜由美及び同手嶋あさみの認証官任命式が行われた。

官庁報告

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消
小規模個人再生による再生手続廃止
給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

預金保険の保険料率公告

預金保険の保険料率を以下のとおり変更したので、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条第５項及び第51条の２第２項の規定に基づき公告します。

預金保険の保険料率は、令和８年４月１日以降、次のとおりとする。

決済用預金　0.018パーセント
一般預金等　0.011パーセント

令和８年４月１日

預金保険機構
理事長　三井　秀範

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

また、甲は、この合併の効力発生を条件として、商号を「一二三北路北海土木株式会社」と変更いたします。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十九日
掲載頁　七十九頁（号外第六十号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十九日
掲載頁　七十八頁（号外第六十号）
令和八年四月一日
札幌市北区篠路五条一丁目一番一〇号
（甲）一二三北路株式会社
代表取締役　熊谷　一男
札幌市北区篠路五条一丁目一番一〇号
（乙）北海土木工業株式会社
代表取締役　千廣　隆章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月一日
千葉県松戸市新松戸四丁目一八二
（甲）合同会社ヴァレイベアー
代表社員　熊谷　健志
千葉県松戸市三ケ月一四一二―二エコ・パレアージュＡ―一〇一
（乙）合同会社アサクマニュース
代表社員　熊谷　健志

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両法人の社員総会の承認決議は令和八年五月二十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.shokunikukaken.jp

（乙）http://www.niku-kakou.or.jp/

令和八年四月一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号

（甲）一般社団法人食肉科学技術研究所

代表理事　小原　健児

東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号

（乙）一般社団法人日本食肉加工協会

代表理事　木藤　哲大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hirayamastaff.co.jp/hirayama/information/koukoku/index.html

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　五十九頁（号外第二四九号）

令和八年四月一日

東京都港区港南一丁目八番四〇号Ａ－ＰＬＡＣＥ品川六階　（甲）株式会社平山

代表取締役　平山　善一

山口県下関市大坪本町三九番一〇号

（乙）株式会社平和鉄工所

代表取締役　柴田　寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七九四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.decurret-dcp.com/company/koukoku.html

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　四頁

令和八年四月一日

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

（甲）株式会社ディーカレットホールディングス

代表取締役　村林　聡

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

（乙）株式会社ディーカレットＤＣＰ

代表取締役　平子　恵生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp

（乙）https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp

令和八年四月一日

石川県白山市松本町二五一二番地

（甲）株式会社クスリのアオキ

代表取締役　青木　宏憲

石川県白山市松本町二五一二番地

（乙）株式会社ナルックス

代表取締役　野口　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp

（乙）http://www.kusuri-aoki-hd.co.jp

令和八年四月一日

石川県白山市松本町二五一二番地

（甲）株式会社クスリのアオキ

代表取締役　青木　宏憲

石川県白山市松本町二五一二番地

（乙）株式会社フクヤ

代表取締役　野口　剛

令和八年四月一日

埼玉県新座市野火止三丁目一〇番五号

（甲）株式会社増木不動産

代表取締役　五十里浩一

埼玉県新座市野火止三丁目一〇番五号

（乙）株式会社増木

代表取締役　新井　健

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＵＣブランドに係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を行うことを決定しております。

また、乙の株主総会の承認決議は令和八年五月二十九日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日本経済新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　三十七頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一六九頁（号外第一三九号）

令和八年四月一日

東京都港区台場二丁目三番二号

（甲）ユーシーカード株式会社

代表取締役　福岡　和大

千葉県千葉市中央区本千葉町四番五号

（乙）ちば興銀カードサービス株式会社

代表取締役　水口　耕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社サザン塗装とします。

効力発生日は令和八年五月二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月一日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月一日

神奈川県茅ヶ崎市本宿町二番一六号

合同会社Ｄｅｓｉｒｅ

代表社員　岩田　克海

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://sites.google.com/view/chuo-doro-koukoku

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月一日

岡山県倉敷市吉岡二九三番地一

（甲）中央道路株式会社

代表取締役　井上　泰弘

岡山県倉敷市美和二丁目一七番五号

（乙）内海開発有限会社

代表取締役　井上　敬弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は不動産賃貸管理にかかわる事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月四日

掲載頁　八十八頁（号外第四十四号）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十日であり、組織変更後の商号は株式会社サンユー美建とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月一日

名古屋市中川区中島新町三丁目一九〇五番地

合資会社サンユー美建

代表社員　青木　譲二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月一日

京都市左京区静市市原町一三七番地

合同会社ＧＥＮＥＴＯ　ＧＲＯＵＰ

代表社員　山中　浩嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百三十一万六千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年四月一日

東京都品川区西五反田一丁目二一番八号

アディッシュ株式会社

代表取締役　江戸　浩樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千五百万二千五百円減少することにいたしました。なお、減少する資本金の額のうち一億七千四百八十三万二千三百四十三円を資本準備金に、その残額の一億十七万百五十七円をその他資本剰余金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.crisp.co.jp/company/

令和八年四月一日

東京都港区麻布十番四丁目一番一号

株式会社ＣＲＩＳＰ

代表取締役　宮野　浩史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を一、一五〇万円減少し、それぞれ一、〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。ただし同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額および資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。株主総会の決議は令和八年三月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出ください。なお当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月一日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

有限会社アイシスマネジメント

取締役　吉森　仁美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千九百九十三万六千五十六円、資本準備金の額を十六億六百十八万六百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年四月一日

東京都新宿区新宿一丁目一九番一〇号

ＡｐｐＢａｎｋ株式会社

代表取締役　白石　充三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億円減少し一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　二十五頁

令和八年四月一日

大阪市北区梅田三丁目二番二号ＪＰタワー

大阪一四階　株式会社ＡＣＮグループ

代表取締役　藤岡　義久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四五〇万円、資本準備金の額を一、一五〇万円減少し、それぞれ一、〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。ただし同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額および資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。株主総会の決議は令和八年三月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出ください。なお当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月一日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

有限会社アイシスマネジメント

取締役　吉森　仁美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千九百九十三万六千五十六円、資本準備金の額を十六億六百十八万六百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年四月一日

東京都新宿区新宿一丁目一九番一〇号

ＡｐｐＢａｎｋ株式会社

代表取締役　白石　充三

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を五億六千四百八十九万八千六十三円、それぞれ減少することにしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年四月一日

香川県東かがわ市西山四三一番地七

株式会社メドレックス

代表取締役　松村　米浩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百四十九万円、資本準備金の額を一億五千八百九十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ryukyuasteeda.jp/

令和八年四月一日

沖縄県中頭郡中城村字南上原一一一二番地一

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

代表取締役　早川　周作

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月一日

東京都渋谷区東二丁目一七番一一号東Ｓ・Ｓビル五階

株式会社コルディエ・ジャパン

代表取締役　ティエリー・ブランディニ　エール

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月一日

愛媛県伊予郡松前町大字北川原字塩屋西一一二六番地七

伊予商運株式会社

代表取締役　岡部　孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月一日

沖縄県那覇市字大道七七番地

株式会社大育

代表取締役　石川　正一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である津田佳子が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月一日

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧ

リンクス神南五階

WHOLE EARTH FOUNDATION LTD.

日本における代表者　津田　佳子

取消公告

令和七年五月十三日(号外第一〇五号一一〇頁)掲載の中村　博に係る無縁墳墓等改葬公告は取消します。